

陸上自衛隊V-22オスプレイの今後の運用

どこが違う？ 2020年と2021年



防衛省が2020年8月、2021年7月に公開した

「陸上自衛隊V-22オスプレイの今後の運用について」の説明資料を比べてみました。

木更津市議会議員 田中のりこ
2021年7月13日 作成

目次を比べてみた

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|--|--|
| 1 V-22の有用性 ① 我が国を取り巻く安全保障環境 ② 防衛省・自衛隊の取組 ③ 輸送航空隊の概要 ④ V-22の有用性 | |
| 2 受入点検から教育訓練までの流れ ① 全般計画と受入点検 ② 機能確認試験 ③ 教育訓練の概要 | 2.現在の状況 ① 全般計画と現在の状況 ② 機能確認試験 ③ 教育訓練の概要 |
| 3 飛行の概要 ① 運用全般 ② 木更津駐屯地への離着陸 | |
| 4 安全管理・配慮事項 | |

1. V-22の有用性 ① 我が国を取り巻く安全保障環境

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|--|
| <p>○ 様々な安全保障上の課題や不安定要因が、より顕在化・先鋭化し、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。</p> | |
| <p>○ 特に中国軍は、海洋における活動を質・量ともに急速に拡大・活発化しており、尖閣諸島周辺のほか、日本海及び西太平洋における活動の定例化を企図しているとみられ、海空戦力による活動を一方的にエスカレートさせています。</p> | <p>○ 特に中国軍は、海洋における活動を質・量ともに急速に拡大・活発化しており、一方的な活動のエスカレーションも。尖閣諸島周辺のほか、日本海・太平洋における活動の定例化を企図しているとみられ、今後一層の拡大・活発化が見込まれる。</p> |
| <p>○ 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くため、防衛省・自衛隊として、力を背景とした現状変更を許容しないとの意思をより一層しっかりと示していくことが極めて重要です。</p> | |

1. V-22の有用性 ②防衛省・自衛隊の取組

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|---|
| <p>1 南西諸島への部隊配置</p> <ul style="list-style-type: none">○ 南西諸島は全長が約1,200kmに及ぶ広大な地域です。○ この広大な地域を防衛するため、防衛省・自衛隊は平素から艦艇や航空機等で警戒監視を行っていますが、平成30（2018）年まで、陸自部隊は沖縄本島及び与那国島にしか配備されておらず「空白地帯」になっていました。○ 現在、南西諸島の陸自部隊配備を強化しており、これまでに初動対処を担う部隊等を奄美大島及び宮古島に配備してきました。 <p>今後、石垣島にも配備する計画を進めています。</p> <p>2 水陸機動団の新編</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「島嶼防衛」を十分に行うためには、南西諸島への部隊配備だけではなく、島嶼が侵攻を受けるような場合にいち早く駆けつける能力の整備も必要です。○ 防衛省は、平成30（2018）年3月末、自衛隊にとって初めて本格的な水陸両用作戦機能を備えた島嶼防衛の要となる部隊である水陸機動団を長崎県佐世保市に新編しました。 | <ul style="list-style-type: none">○ この広大な地域を防衛するため、防衛省・自衛隊は平素から艦艇や航空機等で警戒監視を行っていますが、平成28（2016）年に与那国駐屯地が開設されるまでは、沖縄本島以外には陸上自衛隊の部隊が配置されてきておらず「空白地帯」になっていました。 |

1. V-22の有用性 ③ 輸送航空隊の概要

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 水陸機動団が島嶼に上陸するには様々な手段を用いますが、万が一、島嶼が侵攻を受けるような場合にいち早く駆けつける能力を保持するため、今年3月に輸送航空隊を新編しました。○ 輸送航空隊は、V-22オスプレイ（以下、「V-22」という。）を17機装備し、主として水陸機動団を迅速に島嶼に輸送する極めて重要な任務を実施します。○ 本来の配置先は佐賀空港が最適と考えていますが、佐賀空港の施設整備が整うまでの間の暫定的な配置として、木更津駐屯地に部隊を配置しています。 | <ul style="list-style-type: none">○ 水陸機動団が島嶼に上陸するには様々な手段を用いますが、万が一、島嶼が侵攻を受けるような場合にいち早く駆けつける能力を保持するため、昨年3月に輸送航空隊を新編しました。 |

1. V-22の有用性 ④ V-22の有用性

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|--------------|
| <p>○ V-22は、回転翼機と固定翼機の特徴を併せ持ち、固定翼機が離着陸するための飛行場がない離島においても離着陸が可能です。</p> <p>○ また、陸上自衛隊が現在保有している輸送ヘリ（CH-47JA）に比べ、最大速度が約2倍、航続距離及び飛行高度が約3倍と極めて高い性能を有しています。</p> <p>○ このため、V-22は、島嶼への侵攻対処だけでなく、災害救援や離島の急患輸送でも能力を発揮します。</p> | なし |

2受入点検から教育訓練までの流れ ① 全般計画と受入

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ V-22は、17機の配備を予定しており、今後、機体納入に合わせて順次配備していきますが、最初の2機については、現在、木更津駐屯地において、陸上自衛隊として運用していくための受入点検を行っているところです。○ 機体輸送後の受入点検における試験飛行終了後、今年の9月頃から約半年間、機体や日本独自の仕様となっている搭載装備品等の機能・特性を確認するための試験を行いつつ、これまで米国において養成した操縦士等の練度を維持するための飛行訓練等を行う予定です。○ 本格的な教育訓練（新規要員に対する教育、部隊訓練等）は、令和3（2021）年度から開始する予定ですが、機体納入に合わせて徐々に必要な教育訓練を行うこととなります。○ 当面の間、木更津駐屯地、同場周経路、同周辺空域及び洋上の飛行を想定しております。 | <ul style="list-style-type: none">○ V-22は、17機の配備を予定しており、今後、機体納入に合わせて順次配備していきますが、このうち7機については、昨年7月から本年5月にかけて木更津駐屯地に到着した後、陸上自衛隊として運用していくため、隊員の手によって一つ一つの部品を丁寧に点検・整備しております。○ 現在、機体や日本独自の仕様となっている搭載装備品等の能・特性を確認するための試験を行いつつ、これまで米国において養成した操縦士等の練度を維持するための飛行訓練等を行っているところです。○ これまでは、木更津駐屯地、同場周経路、同周辺空域及び洋上の飛行を行っていましたが、今後、要員の教育訓練等のため、順次、他の陸・海・空の飛行場等への飛行を行うこととなります。また、国内における操縦士等の養成、部隊訓練等を開始する予定です。 |

2受入点検から教育訓練までの流れ ② 機能確認試験

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|---|---|
| <p>受入点検終了後（令和2（2020）年9月頃を想定）から約半年間、機体や日本独自の仕様となっている搭載装備品等の機能・特性を確認するための試験を行います。</p> | <p>現在、機体や日本独自の仕様となっている搭載装備品等の機能・特性を確認するための試験を行っています。 （令和3（2021）年11月頃終了予定）</p> |

2受入点検から教育訓練までの流れ ③教育訓練の概要

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|--|---|
| <p>受入点検における試験飛行終了後（令和2（2020）年9月頃を想定）から、これまで米国において養成した操縦士等の練度を維持するための訓練を開始します。</p> <p>また、令和3（2021）年度からは、主に新規要員の育成を行うとともに、要員の育成状況を踏まえつつ、部隊・隊員の練度を維持・向上するための教育訓練を開始します。</p> | <p>現在、これまで米国において養成した操縦士等の練度を維持するための訓練を行っています。</p> <p>また、今後、国内における操縦士等の養成を行うとともに、養成の状況を踏まえつつ、部隊の練度を維持・向上するための教育訓練を開始します。</p> |

3 飛行の概要 ① 運用全般

| 2020年 | 2021年 変更した部分 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 飛行の在り方は、受入点検による試験飛行、機能確認のための飛行、教育訓練によって、多少異なりますが、基本的には、CH-47などの木更津駐屯地に配備されている航空機と概ね同様になると考えています。○ 自衛隊機は、民航機と同様、航空法で定められた最低安全高度を確保した飛行を行っており、自衛隊機の操縦者は、より一層安全を確保する観点から、気象条件を考慮しつつ、地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを回避しながら、上空からの識別が容易な幹線道路、鉄道、河川、海岸線等に沿って、飛行することを基本とし、安全確保に最大限配慮しています。○ 飛行場の運用時間は、各駐屯地等の規則により、概ね8時から18時までの間で定められており（木更津駐屯地は平日の8時30分～17時）、現時点で想定している木更津駐屯地及びその周辺空域における飛行の概要は下表及び次ページのとおりです。 | <ul style="list-style-type: none">○ 飛行の要領は、基本的には、CH-47などの木更津駐屯地に配備されている航空機と概ね同様になると考えています。 ○ 今後、段階的に木更津駐屯地以外の飛行場等に飛行する予定です。 各飛行場等の使用に当たっては、各駐屯地等の規則により定められた経路・時間等を遵守していきます。 |

3 飛行の概要 ① 運用全般 飛行内容

| 2020年 | | 2021年 変更した部分 |
|-------------------|--------------------|---|
| 【表Ⅲ】飛行概要 | | |
| 主な飛行地域 | 飛行開始予定時期 | 飛行内容（一例） |
| ① 木更津駐屯地 洋上 | 令和2（2020）年 9月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入点検の一環としての試験飛行 ○ 機能確認試験のための飛行 ○ ホバリング訓練 ある一定の高度において静止し、旋回及び高度を一定にして行う低速の前進・横進・後進等を行う訓練 |
| ② ①及び場周経路 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 離着陸訓練 離陸及び着陸時の操縦技法を習得する訓練 |
| ③ ②及び周辺空域 | 令和2（2020）年 11月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計器飛行 航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行 ○ 航法訓練 事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおり目的地まで飛行するための操縦技法を習得する訓練 |

- 離着陸訓練
離陸及び着陸時の操縦技法を習得する訓練
- **制限地操作**
飛行場等以外の場所における離着陸等の操作を習得する訓練
- **編隊着陸**
複数の機体が同時に着陸を行う訓練
- 計器進入
航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して、主に飛行場への進入を行う飛行
- 航法
事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおり目的地まで飛行するための操縦技法を習得する訓練
- 計器航法
航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行
- **射撃訓練等**
航空機搭載用機関銃による射撃訓練等

どこで?

常時、騒音測定を

どこで?

3 飛行の概要 ② 木更津駐屯地への離着陸

【悪天候時の離着陸経路等（計器飛行方式による飛行時）について】

雲や雨などで視界が妨げられる気象状態では、国土交通省の航空路誌に示す離着陸経路を飛行することを想定しています。

2021年には削除



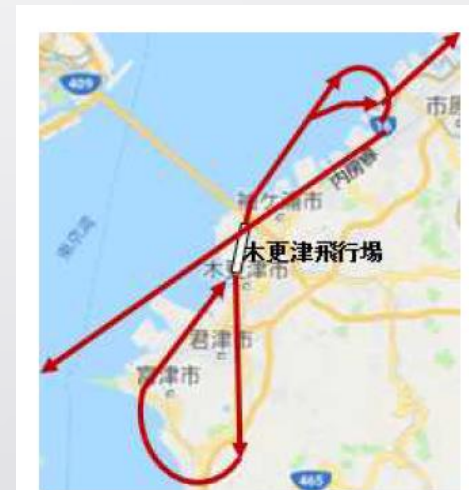
離陸経路（イメージ）



着陸経路（イメージ）

注：作図上、国土交通省の航空路誌に示す経路と厳密に一致しないことがある。

2021年掲載



航空路誌に示す
離着陸経路（イメージ）

4 安全管理・配慮事項 特に変更なし

1 機体の安全性

- オスプレイは、米国政府が安全性・信頼性を確認した上で量産されたものです。
- 政府は、米オスプレイの普天間飛行場への配備に先立ち独自に安全性を確認しています。
- 平成26（2014）年、我が国もオスプレイを導入することを決定しましたが、その検討過程のみならず、導入が決定された後においても各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。

【機体の安全性の再確認】

- V-22の操縦・整備要員の一部が米海兵隊の教育課程を修了したことを踏まえ、改めて機体の安全性を再整理
- 民航機も採用している確立された技術を導入し、操縦士の負荷が適切に軽減された操縦性能
- 十分な運用実績を有し、安全性が確認されているエンジン
- 十分な整備が可能であり、高い信頼性が確認されている「ナセル」
- 飛行に重要な各種機能は補完性が幾重にも確保されており、万が一の際もバックアップ可能
- 高度にシステム化されて、人的ミスが起きる可能性を局限している機体整備

4 安全管理・配慮事項 特に変更なし

2 安全管理

- 陸上自衛隊は、V-22を安全に運用し得るよう、平成28（2016）年以降、米国において要員養成を行っており、今後も教育訓練による人材育成及び練度の維持・向上を行います。
- また、飛行前後の点検・整備を徹底し、点検・整備の不良に伴う機体の不具合を未然に防止します。
- オスプレイについて、機体の安全性はしっかりと確認しているところですが、上述の教育訓練や、機体の点検・整備を確実に実施し、人的ミスによる事故が起きないように安全管理を徹底してまいります。

3 配慮事項

地域の実情を踏まえ、住宅地、病院等の上空の飛行について最大限配慮する等の措置を講じます。また、駐屯地や演習場で行うホバリング訓練は、努めて住宅地から離れた場所で行います。



まとめ

- 今後、陸上自衛隊オスプレイは段階的に木更津駐屯地以外の飛行場等に飛行するので、各駐屯地等の規則により定められた経路・時間等を遵守していくという。
- 定められたとおり飛行するか、住民には近隣の駐屯地の規則を知らせておく必要があるのではないか。少なくとも、千葉県内は千葉県が行うべき。でも、県をまたいで飛ぶので、どのように遵守するのだろうか。
- 訓練内容に、新たに加わったものがある。それらは、どこで訓練するのだろうか。
- 航空機搭載用機関銃による射撃訓練等も行うというが、そもそもV22は、要員の輸送用だったのではないか。いつから用途が変更されたのか。